

令和8年
4月1日

誰もが自分らしく、共に生きる街へ

呉市パートナーシップ宣誓制度が始まります

パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した二人の関係を、呉市が認める制度です。

この制度は、婚姻制度と異なり法律上の効果（相続、税の控除など）はありませんが、宣誓により市営住宅の申し込みなど、市の一部サービスの利用が可能になります。

呉市ではこの制度を通じて、性的マイノリティ（少数派）の方々への理解を広め、誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会を目指します。

💡 宣誓すると何が変わるの？

- 👉 市営住宅への入居申込が可能になります
- 👉 り災証明書の代理申請が可能になります
- 👉 いずれか一方が身体障害者の場合は軽自動車税が減免になります

※詳しくは呉市のホームページをご覧ください。（裏面のQRコードからアクセス）

💡 知っていますか？性的マイノリティ

性的指向（好きになる性）や性自認（心の性）が、多数派とは異なる方々のことです。10～11人に1人いると言われており、私たちの身近にも必ずいらっしゃいます。

誰もが互いの違いを認め合える街を、一緒に作っていきましょう。

🏠 市民・事業者の皆様へ

性的マイノリティの方々には、私たちの身近に大切な家族や友人、隣人として存在しています。パートナーシップ宣誓制度は、そうした方々の生活上の不安を和らげ、お二人の絆を街全体で温かく見守るための第一歩です。

市民の皆様、事業者の皆様には、この制度の趣旨に共感していただき、誰もが自分らしく輝ける「共生社会」を、一緒に広げていきませんか。

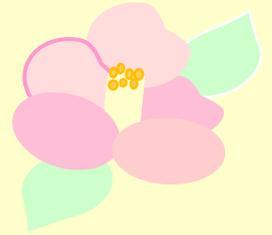
※本人の許可なくその人の性的指向や性自認を第三者に伝えることを「アウティング」といいます。
アウティングは人格権やプライバシー権を著しく侵害する許されない行為です。

パートナーシップ宣誓の手続き

●宣誓ができる人は？

次のいずれにも該当する方は宣誓することができます。

- いずれか一方が呉市に住所を有して（転入予定を含む）いること。
- 双方が成年に達していること。
- 双方に配偶者（事実婚含む）がいないこと。
- 双方が宣誓しようとする相手以外の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- 双方の関係が直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと。（養子縁組を除く）



●宣誓をされる方へ（ 安心して宣誓していただくために）

- ① 事前に宣誓希望日を、電話又はメールで調整（予約）してください。
- ② 予約した宣誓日に必要書類*を揃え、お二人で窓口にお越しください。
- ③ 宣誓書はプライバシーに配慮し個室にて職員の面前で記入していただきます。
- ④ 受領証と受領カードを交付します。（所要時間は1時間半程度です）

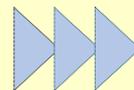
当日必要な書類



- 住民票または住民票記載事項証明書
 - 配偶者がいないことを証明できる書類（戸籍抄本等）
 - 本人確認ができる書類（マイナンバーカード・運転免許証・旅券等）
 - 通称名の使用を希望する場合は通称名を確認できる書類（給与明細書・在学証明書等）
- ※書類等は3か月以内に発行されたもの（マイナンバーカード・運転免許証・旅券を除く）

呉市は、お二人のプライバシーを最優先に守ります

※詳細な手続き方法や必要書類などは、
呉市人権・男女共同参画課のホームページをご覧ください。



呉市パートナーシップ宣誓制度

検索

お問い合わせ

呉市 市民部 人権・男女共同参画課 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
TEL: 0823-25-3476 E-mail: zinken@city.kure.lg.jp